

総務政策常任委員会会議録

令和3年4月12日

場 所 第2委員会室

令和3年4月12日(月曜日)

議事課主査 増本雄一

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

○その他報告事項

- ・新田原基地へのステルス戦闘機「F35B」
配備について

出席委員(8人)

委員 長	野崎 幸士
副委員 長	太田 清海
委員	坂口 博美
委員	丸山 裕次郎
委員	山下 寿
委員	佐藤 雅洋
委員	来住 一人
委員	井上 紀代子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

総務部長	吉村 久人
危機管理統括監	小田 光男
総務部次長 (総務・市町村担当)	棧 亮介
総務部次長 (財務担当)	渡久山 武志
危機管理局長 兼危機管理課長	日高 正勝
総務課長	佐藤 彰宣
財政課長	石田 渉

事務局職員出席者

議事課主幹	藤村 正
-------	------

○野崎委員長 ただいまから、総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時1分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

それでは、今月4日に報道された新田原基地への戦闘機F35Bの配備に係る九州防衛局からの説明等について、執行部に報告を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の報告が終了した後をお願いいたします。

○吉村総務部長 おはようございます。総務部でございます。

本日の説明事項でございますが、お手元に配付の総務政策常任委員会資料を御覧ください。

お聞きいただきまして、資料の1ページにありますとおり、新田原基地へのステルス戦闘機「F35B」配備についてでございます。

詳細につきましては、危機管理局長から御説明いたしますので、どうぞよろしく御願いたします。

私からは、以上でございます。

○日高危機管理局長 それでは、御説明いたします。

委員会資料、1ページを御覧ください。

まず、1の今回の経緯でございます。

(1) にありますとおり、4月4日の読売新聞の1面で、「F35B宮崎に配備へ」と題する記事が掲載をされました。

(2) でありますが、県としましては、九州防衛局に確認を取るとともに、国から情報提供も受けておらず、そのような中で新田原基地に確定したかのような報道が先行しましたことに、「甚だ遺憾」との知事コメントを発出いたしました。

これを受け、(3) にありますとおり、翌日、九州防衛局より謝罪及び現状の説明があったところであります。

なお、当初、九州防衛局からは、「副知事と話をしたい」という連絡を受けましたので、非公開での副知事との面会を設定いたしましたけれども、その中で「現状の説明をしたい」という発言がございまして、「そうであれば、公表した上で説明を受ける」と、県としてのスタンスを申し上げまして、結果、夕刻に改めて面会時間を設定いたしまして、終了後にマスコミによる囲み取材が行われた次第でございます。

2の九州防衛局とのやり取りであります。

1つ目の丸にありますとおり、九州防衛局からは、配備が新田原に決定したわけではないが、新田原が有力な候補地であることは確かであること、今回の件で、地元不安を与え、混乱を招いたことに対しておわび申し上げる旨の発言がございました。

また、正式に決定される時期につきましては、方針が決まるのはいつか分からないとの説明がございました。

2つ目の丸にありますとおり、これまでも部隊の再編や新たな戦闘機の配備を行う場合には、県や関係市町への適宜情報提供を行うよう強く求めておりましたけれども、今回も国から情報

提供もない中で決まったかのような報道が先行したことについて、副知事から、甚だ遺憾と強く抗議いたしました。

なお、参考として2ページに添付しておりますが、去る3月30日に九州防衛局と新田原基地関係市町とが、県の立会いの下、米軍再編に係る新田原基地への訓練移転に関する確認書を締結しておりまして、日米共同訓練に関する情報及び米軍の訓練参加要員の滞在先など、地域住民に影響を及ぼすおそれのある情報について、可能な限り迅速かつ適切に提供し、説明を行うことを確認いたしております。

この確認書そのものは、日米共同訓練に関するものではございますけれども、その根底には、国が地元自治体に対し、迅速かつ適切に情報を提供し、説明することが相互信頼の基礎であるという認識を改めて共有するという目的があったと考えております。にもかかわらず、今回、説明が何もない中で、報道が先行したことに不信感を覚え、副知事から抗議の意を伝えたところでございます。

3の県からの要望等についてでございます。

副知事からは、ここにありますとおり、3点について要望等を行い、本省にもつなぐよう要請いたしました。

1つ目は、県としては、今後も国とは信頼関係を構築していきたいこと、2つ目は、情報提供については、住民説明の時間など、一定期間を確保した上で迅速かつ丁寧に行うこと、3つ目は、本省からの謝罪の文書をお願いしたいことでございます。

なお、九州防衛局とはその後も連絡を取り合っておりまして、何らかの動きや変化があれば、国防の関係から、公表できる、できないといったことはあるかもしれませんが、ささい

なことでも情報提供していただくよう念を押し
ている状況でございます。

説明は、以上でございます。

○野崎委員長 執行部の報告が終わりました。
何か質疑はありませんか。

○坂口委員 参考までにですけれども、最初、
この一連の問題が起こるきっかけが読売新聞の
報道ですよね。あの報道では、政府は、まず最
初に新田原基地に18機持ってきて、その後につ
いて今後協議していくという内容でしたよね。
しかし、今回の防衛省の説明という、決定事
項と今後の課題と、物すごく違ってきますよね。
県としては、どちらが正しいのか確認されてい
るんですか。

○日高危機管理局長 まず、この新聞報道を受
けてまして、そのような話が全くこちらに来てお
りませんでしたので、九州防衛局に確認したの
は、まず、県を含め各地元市町に対してこのよ
うなことを説明しているのかという話を再度確
認しましたら、基本何も説明していないという
答えでした。

ですから、新聞に書いてあることがどうのこ
うのという以前に、何もその配備に関しては正
式に——正式にというか、基本的に市町や県と
話をしたことはないという返事でしたので、私
どもとしては、先ほど委員が言われたような、18
機入るとか、そういったこと以前の全体の話も
まだ承知していない状況でございます。

○坂口委員 ここは、県の責任として、すごく
大事なところだと思うんです。これが決定事項
だったら、それに対しての地元の対応について、
早速検討を始めて、具体的な考え方を決定しな
いといけないと思います。

それと、報道がこれだけの混乱を起こさせた
ことに対して、その信憑性がいかなるものかと

いうのをやっぱり確認することも県としての責
任の範囲内にあると思うんですけども、これ
らについては今後も含めてどう考えておられま
すか。

○日高危機管理局長 九州防衛局を通じまして、
防衛省に対して、どういうことなのかという説
明を求めましたところ、防衛省からは、基本的
にまだ決定事項ではないという説明があったと。
月曜日になりますけれども、防衛大臣のほうか
記者会見で、基本、まだ決まったわけではない
と新聞報道とは違う答えをされましたので、一
応防衛省としての考えはそういうことなんだろう
と承知はいたしました。

ただ、それはなぜ違うのかとか、どうして我
々にそういう説明がないまま報道されたのかと
いったことについては、強く遺憾の意を伝えた
ところでございます。

○坂口委員 一つには、やっぱり協定書まで結
んで、必要な情報は速やかに説明、報告しな
さい、そうしましようという協定を結んだわけ
ですよね。そこで、真偽のほどが確認できない
ような曖昧な関係に、県と防衛局と防衛省と相成
り、そして、メディア辺りから来るそういった
情報、ここがどうも釈然としない中、それ以上
踏み込めない協定書に少し問題がないかなと。

具体的には、九州防衛局長と協定を結んでお
きながら、こちらは知事と首長です。全ての決
定権を持った人たちが、これだけの人数で判こ
を押した協定書。一方、私は判こを押したけど、
分かんないから親分に聞いてみますっていう一
つの協定書。しかも、肝腎な場に出てきていな
いですよね。この協定は、県民に対して行政が
責任を持って結ぶべき相手方と果たして結んで
いるのかというのと、必要な情報の中には、や
っぱり重大な変化——機種を替えるなんていうの

は最高の変化です——協定が想定している報告事項の対象の一つ、これらに対して把握できていないような人が判こを押しているのかという防衛省の姿勢についても、今後しっかりと検討を重ねて——だめだったこれを破棄しろとは言わないです。それはそれで持っていてもいいけれど、話ができる方が判を押してくれと、それは防衛大臣だと僕は思うんです。

以前、あなた方ではだめだって、副大臣でもだめだって、大臣に会いに行った経緯があるじゃないですか。会えるまで待ちましょうって、そこまで情熱的にやって。そこに戻って、やっぱり協定書はその原点だから、これはもう意見書と関係ないけれども、そこらはやっぱり我々が意見書を送付するに際して、行政側としてもそこはしっかり反省すべきは反省して、改善すべきところはしっかりと見出すという作業が必要じゃないかなと僕は思います。

これは、我々が意見書をまとめて出すか出さないかの意思決定をするという作業ですから、県は直接関係ないけれども、意見書を出すからにはしっかりとした根拠がないといけないので、その作業を始められることを強く求めます。

○日高危機管理局長 今回の協定書につきましては、形としては地元市町と窓口である九州防衛局とが、我々の立会いの下に結びましたけれども、基本的には窓口として九州防衛局を置きつつも、防衛省とのチャンネルといいますか、そちらと直接のつながりがないと、九州防衛局はなかなか動けないというところも分かってまいりましたので、両方の動きをにらみながら、九州防衛局とのやり取りで納得がいかないなり、情報が得られないということであれば、基本的に防衛省と話をするなりことは当然続けていかなきゃいけない。ただし、最終的には九州防

衛局が窓口にはなりますので、そのチャンネルは一応両方持ちつつ、必要な対応をやりたいと考えております。

○坂口委員 九州防衛局は一つの窓口としての位置づけなら、それはそれでいいと思うんです。しかし、窓口としての位置づけだったら、この協定はまだ結ばれていないのと同じことですよ。まだ仏様を作ったばかりで、魂が入っていない状態です。

だから、権利と義務の明確な文言化をやって、私の義務と権利はこれですよと、お互いがそれを確認し合うということは、決定権者同士が判こを押さないと成り立たないですよ。民間での財産のやり取りにしてもそうです。持ち主が、自分の意思で処分を決定できる人同士でやらないとだめだから、県民に窓口と協定を結んだという言い方で伝えるのは、ちょっと誤解を招くと思うんです。そのための窓口との協定が終わったって、やっぱり本丸は違うんだって。

これはちょっと余談になりますけれども、これは政治課題です。宮崎県から選出している国会議員もある程度、何らかの位置づけでそこに入って、政治的にも解決できるぞと、行政の中でも、そういった事務的にも解決できるぞと、その責任者がお互い判こを押しましたよということでの握手じゃないと、これはやっぱりやられっぱなしだと思うんです。

判こを押した人が、私に聞いても分からないので聞いてみますっていうのは、あまりにも無責任で、やっぱり相手方を間違えた協定書であり、あくまでもこれは段階の一つだったと位置づけて、さらに大きな作業が残っているということで、考え方をしっかり明確にしてほしい。何度も言いますように、場が違うけれど、我々が意見書を出すに際して、その意思をぜひ確

認したいです。

○小田危機管理統括監 今、委員から御指摘いただきましたとおり、やはりこういった情報の出どころであったり、あるいはいろんな対応なり対策の最終的な決定権者は本省にあると理解をしております。

情報収集に関しましては、今、委員もおっしゃりましたけれど、県選出の国会議員等々を使いまして、様々なチャンネルから、何がしかの兆しがあれば当局に確認を求めていくというふうな姿勢で臨みたいと思っております。また、対策、要望、こういったものについての確認についても、現在は九州防衛局を窓口という形にはなっておりますけれども、おっしゃるように防衛大臣あるいは本省等、何らかの確認が必要かどうかというのは、地元等、意向も踏まえながら対応は考えていきたいと思っております。

○太田副委員長 1 ページの説明の中で、九州防衛局から「新田原に決定したわけではないが、新田原が有力な候補地の一つであることは確か」、さらに最後のほうでは、「方針が決まるのはいつか分からない」という、どのように受け取っていいのかなということです。

心配事と言うならば、こういった情報が、わざとということではないんでしょうけれども、リークされて県民の反応を見たいというような、そういうやり方もあるのかなと実は思っ、て、そういうやり方で反応を見ながら既成事実化していく。そのような流れができていくということに持っていかれてしまうような不安も、県民にはあると私は思うんです。

ですから、その辺りについてどう思われますか。これは、既成事実化されていくような感じがして、そんな危険性はないのかどうか。

○日高危機管理局長 委員がおっしゃるように

我々も危惧しております。本当はどうなのかと、決まっているのではないのかという疑いを持ちながら確認をしているところなんですけれども、九州防衛局にしても、防衛大臣における記者会見でも、決まっていないと言っていますので、これ以上聞いても恐らく同じ答えしか返ってこないのかなというところはございます。

ただ、そういうことはあり得るんだろうなという中で、我々は一応対応しないといけないなという感じは持っているところでございます。

○太田副委員長 これは県民の問題でもあるので、そこ辺りをきちっとしていかないといかんかなという感じはいたします。

最後に、本省からの謝罪の文書をお願いしたいということで県から要望されているようですが、この辺の動きは何か今のところありますか。

○日高危機管理局長 九州防衛局にこのように申し伝えましたけれども、九州防衛局が本省に確認するに当たって、九州防衛局の感覚としては、もう恐らく無理だろうという話は頂いております。ただ、我々としては、無理でも何でもいから、とにかく本省に伝えてくれという話をしてございますので、正式にはまた回答が来るのかなと思っております。

○佐藤委員 米軍再編に係る新田原基地での訓練移転に関する確認書というのを3月30日に九州防衛局長と結んでおりますけれども、先ほど坂口委員が言われた内容につけ加えて、この項目の中に、「実現に努める」とか「視野に検討する」とかいう文言が入っていますよね。この辺りが、やっぱりどうも弱いですよ。この確認書自体が、「努力する」、「検討する」と、こういうことではやはりちょっといけないのではないかと、ここをもう少し踏み込んだ文言にする必要があると思います。

それから、地域住民に影響を及ぼすおそれのある情報について可能な限り提供するということですけれども、今回のことは地域住民に大きな影響を及ぼすわけですけれども、こういうところも守られていない。だから、せっかく結んだ確認書自体が、ただ文書があるだけ。もう少し踏み込んだ形にすべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○日高危機管理局長 おっしゃるとおり、知事と、あと新富町長、議長にも立会いいただきまして、大臣に要望を上げたときには、原則として基地内に宿泊することですとか、そういう要望をいたしておりますけれども、確認書として結べたのはここまでということで、基本、米軍が絡んでいるということもございまして、要するに九州防衛局としてはそれ以上の表現ができないと、それは本省のほうの意向ということでございますので、ある程度しょうがない面もあるのかなとは思いますが、なぜそれをわざわざ確認しなきゃいけないのかというと、その根底にあるのは、きちっと情報の提供を受けて、地元との意思疎通をきちっと図ることがないのだめですよということを再確認したということでございます。

この確認書自体は日米共同訓練ということで、米軍が絡んでおりますので、少し違うと思えますけれども、今回の自衛隊の基地の戦闘機の配備に関しては国内の問題ですので、もっときちっとした対応ができるはずだという考えの下で、九州防衛局には物を言っていないといけないと考えております。

要するに、この確認書自体は、まず、第一歩だと思っておりますので、これを実のあるものにするよう、これから関係市町村と一緒に防衛局と交渉していきたいと考えております。

○佐藤委員 地域住民に影響を及ぼすおそれのある情報であるということは、もう向こうと十分に確認はされているわけですか。

○日高危機管理局長 一応この確認書外で、基地に影響を及ぼすようなものにつきましては情報交換するということは、基本的にもうお互いの認識としてございますので、防衛局が、この機種の変更がそれに当たらないと思っているわけではないと思っております。

○佐藤委員 やはり局長辺りの印鑑でありますので、それが「実現に努める」とか「検討する」という文言になるのであれば、先ほど坂口委員も言われたように、これを機に相手方が防衛局長ということではなく、話のできる方、責任を持てる方、そういう方との確認書を結ぶ必要があるのではないか、要は防衛大臣ですね。そういうところまで、これを機会に要望すべき、そういう方向に進むべきではないかと思えます。

○日高危機管理局長 今回の確認書につきましても、事前に例のある北海道の千歳基地の関係での確認書等を参考に作られているようでございます。要するにそれも北海道の防衛局と地元市町が結ぶというような確認書になっておりましたので、それ以上の大臣と、というのは恐らく例がないのでできないということだと思えますが、我々としては、基本的にこれで満足がいけないのであれば、当然そういうことを求めなきゃいけないし、ただ、その辺には時間がかかりますので、まずはこの確認書の内容を実のあるものになるように、我々としては協議していきたいと考えております。

○佐藤委員 いきなりすぐにはできないでしょうけれども、やはりこういう機会を捉えて、そこは踏み込んでいくべきだろうと。宮崎県が、この新田原の問題に踏み込んだ形で、日本でも

新たな形の、こういう地域との確認が、いわゆるやり取りを防衛大臣とすべきではないか、そこまで踏み込むべきではないかという機会と捉えてほしいと思います。

○井上委員 何といたしまして国防の問題なので、国防で枠をかけられると、情報開示というのが、本当に住民側というか、私たちの側に届くかという、なかなか難しい点があると思うんです。

ここに書かれている資料によると、国と信頼関係を構築していきたいとなっているわけですが、国防における新田原基地の位置というのは非常に高いものがあると、私は思うんです。九州内だけでなく、日本全体の中でも新田原基地の位置というのは高いと思っているんです。

そういう意味でいうと、今までもそうであったように、国防の計画の中で、新田原基地の位置が非常に高いということは分かっていたわけですから、そういうことも含めてどうやって常に関係性をきちんと保っていくのか、信頼関係を保っていくのかというのは、なくてはならなかったと思うんです。

今回、確認書を何枚取ろうか、それが形骸化していくのではないかという危機感みたいなのが、私たちの中にはあるわけ。私の中にはあるわけですが、それが、住民の方にきちんとそういう形で、本当に自分たちの問題として捉えられるようにしていけるのかどうかというのが、非常に重要だと思うんですけれども、国との信頼関係を構築について、どのようにお考えですか。

○日高危機管理局長 委員がおっしゃるように、防衛に関するものですので、情報として出せる、出せないというのはやっぱりあるというのは、

ある意味しょうがないところがありますが、要するにそれを住民に伝えるということを考えたときに、県なり地元市町にどのタイミングで事前に知らせることができるか、それを話し合う期間をどれだけ確保できるか。

そういったことを九州防衛局側に理解していただかないと、向こうの都合だけでやろうとすると、最終的に住民の皆さんの意見というか、そういったものを入れずに、そういう期間もなく行われるということになってしまいかねないので、先ほどもちょっと申しあげましたように、その期間なりを確保すること、些細な動きの状況でもいいので、基本的に情報として入れてほしいということをお願いしているところでございます。

○井上委員 私はお願いで済む問題ではないかなと思うんです。新田原基地が高い位置にあるということについては、もう明らかなわけですから。

そして、私も不思議に思うのは、読売新聞にそれがちゃんと記事として載せられるだけのバックがあるということについては、どこかでその情報が漏れているというか、そこは出されているところがあるという、取材によってそれが分かる程度のことであるということであれば、そのことをどっちが正しいとか言ったとき、九州防衛局長が言ったからという言葉で、それだけで逃げられるものかどうかというのは、それでいけば、ちょっと国と地方自治体との関係性が分からなくなっていくわけです。

ですから、私たちは常に出てきた情報、自分たちの知り得た情報の中でしか物事を考えることができないと、そういう関係性でしかないと、私から見るとそんなふうに思えていくわけです。

ですから、国と地方自治体とか信頼関係を持

つということはどういうことなのかというのをきちんと構築されないといけないと思う。前回よりも今回は、副知事が結構きちんとした態度を取られたという点については評価していますが、やっぱりこのままにしておくと、常に確認書と私たちが意見書を出し続けるというだけでの形骸化した行動を取らざるを得ないということになってしまうので、それで本当にいいのかどうか。そして、何を信頼関係と言わせるものなのかということ、きちんとするべきなではないかと思うんですけれども、そこはどうなんですか。

○小田危機管理統括監 今回のF35B配備の件につきまして、私どもの課題として受け取ったのは、確かに委員のおっしゃるように、私どもは本当に情報提供を受けるだけなのかということもありまして、むしろ、県としての情報収集の在り方というのも一つ課題かなと思ったところでございます。

これをどうしていくかということで申し上げますと、危機管理局長も申し上げましたが、窓口であったり本省であったり、そこでの信頼関係でいち早く情報を頂くということの日頃から接触しつつ、そういう情報の兆しがあれば、こちらも把握して行って、それを確認していくという姿勢で臨みたいと思っています。

それと、先ほど申し上げましたけれども、色々なチャンネルがあれば——どういうチャンネルが想定できるか、今後ちょっと考えてみたいと思いますけれども——そういうものでまたこちらのほうからも兆しがあれば、それを国のほうに確認していくというふうな姿勢で、今後は臨んでいきたいと思っています。

○来住委員 2つ聞きたいんですけれども、1つは3月30日の確認書の内容としては、米軍再

編に係る訓練移転に関する確認書となっているわけですね。そうすると、実際に新田原基地にF35を配備するとか、つまり、自衛隊の装備に関わる問題、それは、厳密に言えばこの確認書に——政治的には当然関わりますけれど、より正確にするということ、やっぱり現実にはここにはないんじゃないかな。

そういう点から見たら、改めて僕は、防衛省と自衛隊に関わる確認書が以前にあるのかもしれないけれども、その確認書というのが必要じゃないのかなというのの一つあるんですけど、その点はどのように理解すればいいのでしょうか。

○日高危機管理局長 先ほども説明しましたように、今回の確認書につきましては、日米共同訓練に関する新田原基地での沖縄からの訓練移転に関する協定書ですので、戦闘機の種類の変更ですとか、そういったものを念頭に結んだものではございません。しかし、基本的になぜ結ぶかという意味においては、基本は同じですので、しかもこれは3月30日、1週間程度前にそういうことを結んでいるわけですから、そういう信頼関係からすると、当然、そういった情報についても我々に何らかの情報が来てしかるべきではないかということで、防衛局のほうには申し出るところでございます。

○来住委員 3月30日のその時点では、いわゆるF35の配備については、一切防衛省のほうからは話はなかったんですか。

○日高危機管理局長 はい。今回、新聞の報道でされたようなことについては、私どもに連絡が来ておりませんし、各市町にも来ていないと言うことで確認をしております。

○来住委員 F35AやF35Bの購入の、百四十数機かな、買うという、我々共産党から言えば

爆買だと、こう言っているんですけど、それは別にして、それだけのものを購入、今後入れるということになっていましたから、そうすると、それはいずれ新田原に配備される可能性というのは非常に強いわけです。それは、僕はいわゆる防衛だからといって、秘密に関わるものじゃないじゃないかと思うんです。

現実に関、自衛隊の陸海空それぞれ基地があって、その基地にどれほどの隊員だとか、どれほどの整備、装備が配置されているのかというのは、これはもう公表されているものだと思います。

そういう点から見れば、やっぱり当然、事前に今防衛省はこういう考えで、いつ頃にこの戦闘機を新田原にも配備する計画ですと、そういうことを今議論していますということぐらいは、当然、僕は、それは秘密に関わることでもないと思うんですけども、そういう点でのやっぱり情報収集というよりも、むしろ防衛省のほうが、県や各関係市町村に事前に説明すると、決定してから説明するというものではないというふうに僕は思うんですけど、そういう点はどういうふうに理解すればいいのでしょうか。

○日高危機管理局長 委員がおっしゃるように、重要な事項に当たると思っておりますので、基本的には検討しているなり、新田原が有力候補に上がっているなりのことでの情報提供が、本来あるべきだろうなというふうには思っております。要するに、防衛局がまだ正式に新田原に決まったというスタンスではないものですから、基本的に何も我々のほうと話をしてくれないので、それについてはそういう時期が来たときには、今後の話として、そうあるべきではないかということについては申し上げていきたいと思っております。

○坂口委員 井上委員も言ったように、今回仕切り直して、出直してこさせたということと、謝罪文であれ文書化して出せて言ったこと、これは大きい前進かなと思って、この姿勢を今後さらに強めていながら、対等かそれ以上の交渉をしていただくと、これは評価の意味で言っておきます。

それから、一つには、この協議会の議長、副議長、これを防衛局側から出すという、局長が議長を、次長が副議長をやるということで、議長の権限において、会の招集の必要性あるいは必要がないということを判断して、必要と判断すれば、協議会を招集するということでしたよね。

ここのところは全く逆だと思うんです。これは、県がやっぱり招集権を持って——もしもそれを無駄に手形を乱発するのが怖い、あるいはそういうのはだめだという警戒感を防衛省が持っているだったら、周辺のあるいは全メンバーの中の過半数が同意をしたときは、議長は会を招集するとか、本当に民主的で、しかも、なぜこの会が必要かという原点に立った、その精神を尊重した議長、副議長ってなれば、これは地方側が持たないと。

例えば国が今のように、これは日米安保に基づく、あるいは関連するものだとか、やっぱり秘匿性が非常に大事だと。このことは何ら問題ないことなだから、会は開かないという判断を一方向的にやられたら、またじだんだを踏まないかんことがあるし、後悔することがあるんじゃないかなと思うんです。そこら辺も含めてしっかりとした、本当に実のある協議会、そして、何のためにつくった協議会か、そこで言ったことは逃さないぞということ、それをしっかり担保できる協議会に。

この会はもう解散しろとかいうんじゃないんですけれども、これはこれで窓口レベルで持つておけばいいと思います。でも、協議会として実をなすような会というのを、それが実効性を持つ会が開けるような規約というものを持った会は、今はないと考えたほうがいいぐらいの白紙レベルだと思うので、そこらも含めて、ぜひこれは本腰を据えてやっていただきたい。

日米安保に基づくとか、いろいろ弱腰な発言もされるけれども、知事会は既に地位協定を見直せということ突きつけているわけです。その知事本人が、このメンバーの理事として入っているわけです。それは、弱腰は必要ないと思うんです。変えるべきものは、いかなるものであれ変える、変えちゃならんものは、いかなるものであれ、またそれを納得できるように県民に対して県が説明するっていう、そののころをしっかりと役割を、責任を持てる姿勢で、一つの考え方で進まなきゃだめだと思うんです。この意気込みをひとつ聞かせていただきたい。

○小田危機管理統括監 御指摘いただきました3月30日に設置をいたしました協議会について、議長、副議長が防衛局側にあるということになりますと、おっしゃるような、なかなかイニシアチブを取れないんじゃないかという不安は、私どもも持っております。

実際、まだ開催をされておられませんし、どういう形で運営をしていくかということも、私どもとしてはこれから把握して参りますので、開催の方法、それから協議内容も含めて、これから九州防衛局とその運営についていろんな課題があると思いますので、十分こちらの意向を伝えて詰めていきたいと思っております。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上をもって終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

執行部の報告及び質疑を踏まえて、何か御意見はございませんか。

○山下委員 今回のF35Bの問題や、前回ありました日米共同訓練の基地外宿泊など、いろいろとたび重なる失態が続いていると私は思うんですが、ぜひこのことについて意見書を出すべきだと思いますが。

○野崎委員長 ただいま、山下委員から、当委員会より意見書を発議したいとの発言がありましたが、委員会発議として意見書案を提出することについては、全会一致の決定が必要であります。

まず、意見書の骨子案を書記に配付させます。

お手元に配付の航空自衛隊新田原基地に関する事項について速やかな情報提供を求める意見書の骨子案について、何か御意見はありませんか。

○来住委員 この意見書についてですけれども、私の意見として幾つかちょっと訂正なり、承認を考えているんですが。

1つは、情報提供を求めるということについては、これはもう当然のことだというふうに思います。したがって、そういう点から見て、この意見書を提出するということについては異議ないというふうに思います。

それで、僕がちょっと気になったのは、本文の下から2行目、「県民の不安を払拭するために、

本県並びに地方自治体に対して丁寧な情報提供を求める」ということです。つまり、情報提供を求める最大の理由が、県民の不安を払拭するためとなるんです。

ただ、情報提供を受ければ、県民のいわゆる不安はなくなるかという、そうじゃないと思うんです。私の意見としては、「県民の不安を払拭するために」というこの部分は削除をしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

米軍との共同訓練もそうですし、それから、F35Bを配備すること自身が、やっぱり非常に中国との関係でも厳しい状況になるわけですから、そういう意味ではこの部分はなくしたほうがいいんじゃないかというのが一つ。

それからもう一つは、これは固執はしないんですが、いわゆる中国の海洋進出にどう対応するかという問題なんです。我々共産党としては、やっぱり何よりも外交だと思っています。去年でしたか、王毅外相が日本に来たときに、尖閣諸島の問題に言及して、そのときに日本の外務大臣は一言もそれに対して異議を出さなかったですよ。そういう点では非常に問題があると思いますし、今度のいわゆる海警法についてもそうですけれど、日本政府の中国に対する対応は、外交の面では非常に弱腰だというふうに思うので、そういう点から見て、やっぱり軍事的対応だけでは絶対だめだと思います。

そういう意味で、中国の海洋進出については、国連憲章と国際法の立場から、外交努力で対処すべきであるということを一言挿入できないかなというのが、私の意見です。

あとは問題ないと思っているんですけど、この2つのことが、ちょっと気になっているところです。

○井上委員 私も、中国の海洋進出を見据える

というところに、ちょっと懸念しているところがあるんですけど、もともとこのステルス戦闘機の配備については、以前から国がもう最初からやろうとしていた内容ではあるわけです。中国の海洋進出を見据えたから配備したわけでも何でもない。もともとステルスを持とうとしていたわけですから、あえてこの文言をを入れた意味合いというのは何。意見書を作成するときにこれが出たのは、今、現状がそうであったとしても、この一文を入れた意味合いは何だったんですか。

○坂口委員 我々県議会の考えじゃなくって、防衛省の新ステルス導入に際しての最近の国会の委員会とか、そういうところでの発言が、中国の海洋進出が著しいとか、それに対しての警戒感が極めて高まってきたというような状況の中で新田原に持ってくることを、相手方が考えていますよということで、県議会の意思じゃないということが一つはあるかなと思うんです。

もう一つは、来住委員の「県民の不安を払拭するために」のこのくだり、これは2通りあって、これをやれば払拭できますよという意味にも取れる。ところが、これはやっぱり我々が、それが実現するしないは別として、手段として情報提供というのはすごく必要なんです。

僕らはその意味だと思うんです。情報提供が必要なんだよなって、だから、情報をくれよと。少しでも払拭に努めますよって、貢献しますよって言って、これをやったからもう安心ですっていう意味ではもちろんないと思うんです。そこんところの知恵が出せればだけれど、意図的にはそういう意図で盛り込んだ、この頭と尻の部分かなって思うんです。

○井上委員 重ねていいですか。この問題もそうなんだけれども、結局は国と地方自治体との

信頼関係です。国防という形で全部網かけしてしまうのか、それとも地方自治体に対してきちんとそのことを明らかにした上で、先ほど協議会の話が出ていましたけれど、そして、国会議員の人たちの役割についても話が出たように、どうやってそこまできちんとさせるのかっていう意見書、信頼関係をきちんと結ぶんだぞという意見書であってほしいなと私はそう思っています。

そこを考えるときに、この「中国の海洋進出を見据え」というところについては、皆さんの総意であれば、それはそれでも構わないんだけど、どっちみち新田原基地という基地のありようです。基地の位置付けです。それは、もう非常に高いものがあるわけですから、そのことを考えたときに、先ほどから出ているように、県も要望しているように、やっぱり国と地方自治体とは、そういう重要な基地を持っている我が地方自治体、我が県に対しての態度というか、そこはきちんとするべきであるということを明確に意見書の中に求めてほしいと思っているわけです。

○坂口委員 そういう状況を踏まえて、求めているのは、情報を丁寧にいち早く知らせるということだけです。

今、井上委員が言ったようないろんな課題については、また別個に意見書を出すを使い分けていかないと、なかなか違うものです。これは、この前のことは何てしまだと、情報ぐらい早く寄こせと、ただそれだけに対しての我々の不満なり思いをのっけて出す。たった一つに絞った情報の迅速な提供、必要な情報を寄こせていうだけで、新田原の位置づけがどうだこうだというのは、また別な場で協議をしていって、必要なそれをメインとする意見書を提出していく

べきで、2つを一緒にするというのは、なかなかこれは困難かなって思うし、それで理解していただければと。

○井上委員 この委員会でも、坂口委員は与党の議員さんだから、与党の議員さんが発言されている内容の中に、委員会の中で言うてくださっている中身が、すごい重みがあると思っっているんです。

そして、特に新田原基地のところを選挙区とされているから、そういう御意見をきちんと踏まえた上で、住民の方、自治体のことを踏まえた上での発言であるということで、本当に重要な発言であると認識しています。

先ほど言われたように、意見書を別に出すということであれば、また私もちょっと考えが違いますが、今の、これだけで何か意見書で終わりにするのなら、やっぱりちょっと踏まえていかないと、県に対して、おまえた頑張れよって言うているだけではまずいのではないかと思っていたわけです。

ですから、もう一本出すということであれば、またそれはそれで検討させていただきたいと思っています。

○坂口委員 条件つきで物事を決めるということは、これはできないから、これはこれでやっぱりルールに基づいて議了しなきゃ。ただ、必要があれば、それはまたその当時、所管すべき場で協議して、提出していくと、これはもう当然のことかなって思います。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 よろしいですか。

それでは、お諮りいたします……。

○来住委員 改めて述べておきますけれども、この「県民の不安を払拭するために」と、これ

を削除しないとだめだとかはないけれども、僕が心配するのは、情報提供されればそれで安全というものじゃ全然ないものですから、新田原基地の評価だとか、それからF35Bの配備についての賛否だとか、いろいろ違いがあると思います。だから、それはもう別に問題はないんです。

問題は、この意見書でいわゆる情報提供を求めるという点では一致しますので、ただ気になったのは、何で来住さんはこれで賛成したんだろうかと、そしたら、県民の不安の払拭ができるのかと。

○坂口委員 2通り意味がありますもんね。

○来住委員 僕は、これはなくても問題はないかなと思ったんです。これを削除しても、別にこの意見書が、何ていうか……。

○坂口委員 後のほうに入れるか、「自治体に対して丁寧かつ速やかな情報提供を行い、県民の不安の払拭に努めること」っていうぐらいに入れば、払拭できますよとは限定しないですね。

○来住委員 うん、それはいいな……。別に固執はしません。

○佐藤委員 まず今回の問題、読売新聞が当事者を抜きに報道が先行したということですね。これが一番の問題ですが、そういうことがないように意見書を今度出すわけだけれど、やはり今後も十分報道のほうが先に出るという可能性があるわけですね。

だから、もう常にそういうことが新田原基地に関しても起きてくる可能性は十分あるんじゃないかなと思うんで、そこにしっかり釘を刺さないと、またやった、またやった、また意見書を出したと、この繰り返しでは。

○来住委員 太田委員が心配の意見を出していましたが、なきにしもあらずだなとは思

んです。小出しに出して、県民の状況を……。

○佐藤委員 心配というか、重みがないような意見書を何回も出すようではいけないので、しっかりした意見書を出し、報道に先行されるのではなく、報道にもし出そうであれば、先に当事者には送るといようなことができないことはないはずですよ。情報を防衛省が出しているのであれば、即座にこういうこと出るかもしれませんというようにあるかないとでは大分違うと思うんですけれども。

○野崎委員長 よろしいでしょうか。

○井上委員 ちょっとしつこいけれど、先ほどの来住さんの御意見の一つを取り上げれば、確認書の中にある「地域住民に影響を及ぼすおそれのある情報」という言い方でもいいんじゃないのかなって。払拭するためじゃなく、県民の、地域住民に影響を及ぼすおそれのある情報、本県並びに地元自治体に対し、丁寧かつ速やかに情報提供を行うよう強く求めるっていう、そういう文言。

○野崎委員長 その文言は、真ん中辺りに。

○井上委員 お任せしますが。

○野崎委員長 分かりました。

ほかにございませんか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、お諮りいたします。意見書の内容につきましては、骨子案を基本とし、ただいま頂いた御意見を踏まえて、内容については正副委員長に一任の上、当委員会の発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのように決定いたします。

最後に、当委員会から議長に対して意見書を提出する旨を申し出たいと思いますが、よろし

いでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 御異議ございませんので、そのように議長に申し出ます。

その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

午前10時55分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 野 崎 幸 士